

平成 27 年度消費者庁政策評価実施計画

平成 27 年 12 月 15 日
消費者庁長官決定

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。)第 7 条の規定に基づき、平成 27 年度消費者庁政策評価実施計画(以下「実施計画」という。)を以下のとおり定める。

1 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

2 事後評価の対象とする政策及びその事後評価の方法

事後評価の対象とする政策は以下のとおりとする。なお、政策評価の実施に当たっては、消費者庁政策評価基本計画(平成 25 年 3 月 18 日消費者庁長官決定。以下「基本計画」という。)で定めた実施体制の下で行うものとする。

(1) 基本計画の対象とした政策のうち実施計画の対象とする政策(法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの)は、別紙のとおりとし、実績評価方式により事後評価を行う。なお、評価の実施に当たっては、消費者基本計画(平成 27 年 3 月 24 日閣議決定)の検証・評価と連動して行うこととする。

(2) 政策決定後 5 年経過後時点でなお未着手の政策又は政策決定後 10 年経過後時点でなお未了の政策で、実施計画の対象とする政策(法第 7 条第 2 項第 2 号に区分されるもの)は該当がない。

(3) その他の政策で、実施計画の対象とする政策(法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの)は該当がない。

3 その他

前記 1 の計画期間の政策評価の実施に当たっては、前記 2 以外の政策についても、必要に応じ政策評価を実施することができるものとする。

評価の結果は平成 29 年度の予算要求等において活用することとし、特に政策評価が予算の無駄の削減に資するように努める。

(別紙)

平成27年度消費者庁政策評価実施計画の対象とする政策

政策分野	政策	平成27年度施策名	担当課	消費者基本計画工程表（平成27年3月24日消費者政策会議決定）における施策番号
消費者政策	消費者政策の推進	(1) 消費者政策の企画・立案・推進及び調整	消費者政策課	(1 (1) ⑥)、1 (4) ⑥、3 (1) ③、⑤、⑥、3 (2) ⑭、3 (3) ④、(3 (4) ⑨)、4 (1) ④、4 (2) ⑭、5 (1) ⑨、5 (3) ①、③、④、⑤、⑥、6 (1) ②、⑤、⑦、6 (2) ⑥
		(2) 消費生活に関する制度の企画・立案・推進	消費者制度課	3 (1) ④、4 (3) ③、5 (1) ①
		(3) 個人情報保護に関する施策の推進	消費者制度課	5 (2) ②、③
		(4) 消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	消費者教育・地方協力課	1 (1) ⑤、4 (2) ①~⑪、⑮、4 (3) ①、6 (1) ⑥
		(5) 地方消費者行政の推進	消費者教育・地方協力課	(1 (3) ③)、4 (1) ④、(5 (1) ④)、5 (3) ①、②、(6 (1) ④)、6 (2) ①~⑤、⑦、⑧
		(6) 物価対策の推進	消費者調査課	4 (4) ②
		(7) 消費者政策の推進に関する調査・分析	消費者調査課	4 (1) ①~③、4 (3) ②
		(8) 消費者の安全確保のための施策の推進	消費者安全課	1 (1) ④、1 (2) ①~③、1 (3) ①、1 (4) ①、④、5 (1) ②
		(9) 消費者取引対策の推進	取引対策課	1 (1) ⑥、3 (1) ①、②、3 (3) ①、②、3 (4) ⑨
		(10) 消費者表示対策の推進	表示対策課	(1 (4) ⑨)、2 (1) ①~③、2 (2) ①、②、2 (3) ②、③、④
		(11) 食品表示の企画・立案・推進	食品表示企画課	2 (3) ①

(注) 「消費者基本計画工程表における施策番号」のうち、括弧書きの施策番号については、本計画の対象としない。